

2014年11月12日 全5頁

TLAC（G-SIBsの追加規制）の市中協議

【FSB】 「TLACを16%から20%以上」かつ「レバレッジ比率6%以上」

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2014年11月10日、金融安定理事会（FSB）は、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の総損失吸収力（TLAC）に係る共通の国際基準に関する政策提言の市中協議文書を公表している（コメント期限は2015年2月2日）。
- 市中協議文書は、G-SIBsに対し、一定水準（リスク・アセット比で16%から20%）以上のTLACの維持と、バーゼルⅢ基準の2倍以上のレバレッジ比率（ただし分子はTLAC）の維持を求める旨提案している。
- FSBは、市中協議文書に対するコメントと、2015年前半に実施する予定の定量的影響度調査（QIS）の結果を踏まえて、2015年のG20宛に最終規則を提出する。
- TLACの実施は、早くとも2019年1月1日からとされている。
- 2.5%に相当するTLACのボーナスはもちろんのこと、シニア債をTLACに含めることが認められる見込みである点は、日本のG-SIBsにとってポジティブであるといえよう。また、シニア債をTLACに含めるためには、持株会社からの発行（借り換えを含む）が求められるが、ハイイールドを求める投資家の存在（日銀による追加金融緩和を背景とした）にかんがみ、マーケットへの影響は限定的であるものと思われる。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. 市中協議文書の概要	2
■ 3. おわりに	5

1. はじめに

2014年11月10日、金融安定理事会（FSB）は、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の総損失吸収力（TLAC：Total Loss-Absorbing Capacity）に係る共通の国際基準に関する政策提言の市中協議文書（以下、「市中協議文書」）を公表している（コメント期限は2015年2月2日）¹。

市中協議文書は、G-SIBs に対し、一定水準（リスク・アセット比で16%から20%）以上のTLACの維持と、バーゼルⅢ基準の2倍以上のレバレッジ比率（ただし分子はTLAC）の維持を求める旨提案している。

本稿では、市中協議文書の内容を、簡潔に紹介する。

2. 市中協議文書の概要

(1) 目的

市中協議文書の目的は、G-SIBs の損失吸収力・資本再構築力の充実である。

なお、TLACは、従来はGLAC（Gone concern Loss-Absorbing Capacity）と呼ばれていた。

(2) 対象

市中協議文書の提案の適用対象は、G-SIBs である。

本稿執筆時点では、日本の3行を含む30行がG-SIBs に認定されている²。

(3) 共通の「第1の柱」に基づく最低限のTLAC

① TLAC の水準

¹ FSB ウェブサイト参照

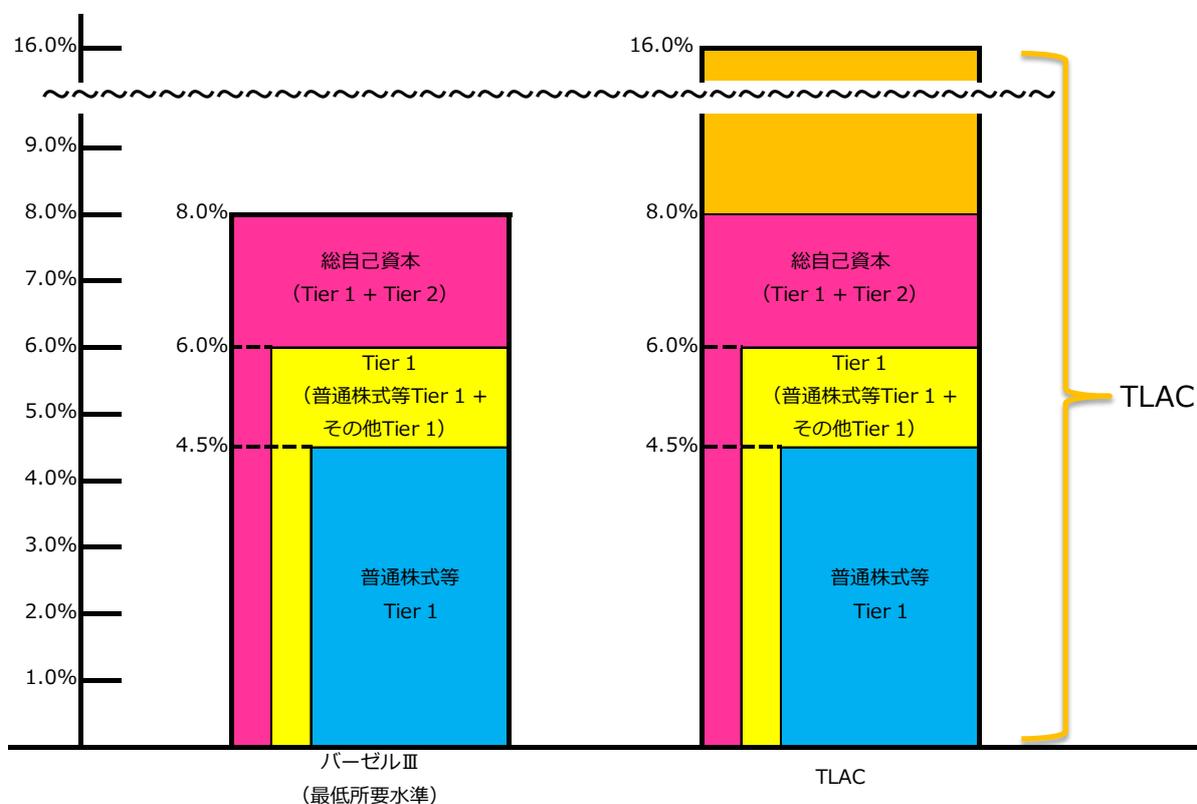
(<http://www.financialstabilityboard.org/2014/11/fsb-consults-on-proposal-for-a-common-international-standard-on-total-loss-absorbing-capacity-tlac-for-global-systemic-banks/>)

² FSB ウェブサイト参照

(<http://www.financialstabilityboard.org/2014/11/fsb-announces-update-of-group-of-global-systemically-important-banks/>)

市中協議文書は、共通の「第1の柱」に基づく最低限のTLACとして、16%から20%（リスク・アセット比。以下省略）以上の水準を提案している（具体的な数値は最終規則にて公表）（図表1参照）。

図表1 共通の「第1の柱」に基づく最低限のTLAC：TLACの水準（16%の場合）



（出所）市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

② TLACの範囲

ここで問題となるのが、TLACの範囲である。

TLACは、パーゼルⅢの最低所要水準（普通株式等Tier 1を4.5%以上、Tier 1を6%以上、総自己資本を8%以上）の拡張に類似する性質を有している（図表1参照）。

すなわち、パーゼルⅢの規制資本のうち、最低所要水準を上回る部分については、当然のごとくTLACに含めることが可能である。

しかし、資本保全バッファ（普通株式等Tier 1で2.5%）、G-SIBsサーチャージ（普通株式等Tier 1で1.0%～2.5%）、カウンターシクリカル資本バッファ（普通株式等Tier 1その他の完全に損失吸収力のある資本で0%～2.5%）は、TLACに含まれない。言い換えると、G-SIBsは、これらのバッファを積む前に、TLACの水準を達成しなければならない。すなわち、G-SIBsサーチャージが1.5%のG-SIBsの場合、これに資本保全バッファ（2.5%）とTLAC（16%か

ら 20%以上) を合算すると、20%から 24%以上の維持が求められることになる³。

また、市中協議文書は、TLAC にバーゼルⅢの規制資本に該当しないカテゴリーを認めている。このカテゴリーの例としては、シニア債が挙げられている。

なお、市中協議文書は、G-SIBs に対し、TLAC 全体の 33%以上を、(i) 負債形態の Tier 1・Tier 2、及び (ii) バーゼルⅢの規制資本に該当しない TLAC (例：シニア債)、の 2 種類の合計で充当することへの期待 (“expectation”) を示している。

③ TLAC の発行者 (管理主体)

持株会社形態を採る G-SIBs にあつては、TLAC は持株会社単位で管理することが求められている。すなわち、バーゼルⅢの規制資本に該当する TLAC については、連結単位で管理する (例えば、少数株主持分の資本算入制限を想起されたい)。

ただし、バーゼルⅢの規制資本に該当しない TLAC (例：シニア債) については、持株会社により発行されたものでなければならない。

④ 日本条項 (2.5%以上のボーナス)

市中協議文書は、預金保険制度が整備された法域の G-SIBs については、2.5%以上に相当する TLAC をボーナスとして付与することを認めている。

日本はこうした法域に該当するため、日本の G-SIBs については、最初から 2.5%以上の TLAC を維持しているという扱いが認められる。そのため、日本の G-SIBs は、仮にこのボーナスが 2.5% の場合、実質的に TLAC を 13.5%以上 (TLAC の水準が 16%の場合) 維持することが求められるということになる。

⑤ バーゼルⅢ基準の 2 倍以上のレバレッジ比率 (ただし分子は TLAC)

市中協議文書は、G-SIBs に対し、TLAC の水準の達成とともに、バーゼルⅢ基準の 2 倍以上のレバレッジ比率を維持することを求める旨提案している。ただし、分子は Tier 1 ではなく TLAC となる。

すなわち、仮にバーゼルⅢ基準のレバレッジ比率 (Tier 1 ベース)⁴が「3%以上」であるとした場合、G-SIBs については「6%以上」のレバレッジ比率 (TLAC ベース) を維持することが求められる。

³ カウンターシクリカル資本バッファは考慮しないものとする。

⁴ レバレッジ比率の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼル委、レバレッジ比率の要件緩和」(鈴木利光) [2014 年 2 月 26 日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140226_008262.html)

(4) 銀行ごとに異なる「第2の柱」に基づく TLAC

各国の管轄当局は、共通の「第1の柱」に基づく最低限の TLAC を超えて、銀行ごとに異なる「第2の柱」に基づく TLAC の維持を求めることができる。

3. おわりに

以上が、市中協議文書の概要である。

FSB は、市中協議文書に対するコメントと、2015 年前半に実施する予定の定量的影響度調査 (QIS) の結果を踏まえて、2015 年の G20 宛に最終規則を提出する。

TLAC の実施は、早くとも 2019 年 1 月 1 日からとされている。

2.5%に相当する TLAC のボーナスはもちろんのこと、シニア債を TLAC に含めることが認められる見込みである点は、日本の G-SIBs にとってポジティブであるといえよう。また、シニア債を TLAC に含めるためには、持株会社からの発行（借り換えを含む）が求められるが、ハイイーールドを求める投資家の存在（日銀による追加金融緩和を背景とした）にかんがみ、マーケットへの影響は限定的であるものと思われる。

以上